

京都市告示第 3 1 1 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 3 0 年 9 月 2 8 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            国 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
162号	右京区京北細野町枇杷垣内 6 番地 1 地 先から	旧	メートル 206.70	メートル 9.60 ~ 24.00
	同区京北細野町信濃垣内32番地地先ま で	新	206.70	15.01 ~ 42.18

(建設局土木管理部道路明示課)